⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるキシノウエトカゲ、キンバト、オカヤドカリ、オオナキオカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリ及びナキオカヤドカリ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国際希少野生動植物種であるコアジサシ、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイ、国内希少野生動植物種であるハヤブサ等の生息が確認されている。キシノウエトカゲ及びオカヤドカリ類については、生息環境が一部改変されるが、改変部分はごく僅かであることなどから、影響は小さいとされている。キンバト、コアジサシ及びハヤブサについては、営巣が確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く存在することなどから影響は小さいとされている。ウミガメ類については、上陸・産卵が確認されていることから、起業者は専門家の指導助言を受け、保全措置を講じているほか、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しい場合は、適切な措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコウシュンウマノスズクサ、イソフジ等が確認されているが、起業者は、工事による改変区域で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、離島の地域住民の生活環境改善を図るため、交通の利便性を改善することを目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第３級の規格に基づき、２車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、架橋ルートの決定を受けて宮古島側取付道路、伊良部島側取付道路のルートについて検討を行っている。架橋ルートは、申請された曲線迂回案のほか、北側最短ルート案、南側移動案、最南端ルート案等６案について検討が行われている。曲線迂回案と他の５案を比較すると、曲線迂回案は、海上距離が６案中中位であるが、サンゴ生息域、漁業権区域に与える影響は小さく、水深の深い箇所の通過距離が短いため事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、曲線迂回案が最も合理的であると認められる。宮古島取付道路ルートは、申請された現道拡幅案のほか、バイパス案と土地改良区通過案の３案について検討が行われている。現道拡幅案と他の２案を比較すると、現道拡幅案は取得必要面積が少ないこと、土地の改変面積が小さく自然環境に及ぼす影響が小さいこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して現道拡幅案が最も合理的であると認められる。伊良部島側取付ルートは、申請されたＴ字交差案のほかＹ字交差案の２案について検討が行われている。Ｔ字交差案とＹ字案を比較すると、Ｔ字交差案は取得必要面積が少ないこと、施行延長が短く事業費が廉価なこと、自然環境に及ぼす影響が低減されることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案してＴ字交差案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、交通の利便性が悪く、唯一の交通手段である定期船が天候により度々欠航し、離島での日常生活に大きな影響を与え、救急患者は島外病院へ搬送せざるを得ない状況であることから、できるだけ早期に円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、伊良部架橋促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　沖縄県宮古島市役所

人事異動

内閣

○総務大臣臨時代理解職
　国務大臣　稲田　朋美
総務大臣新藤義孝帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○外務大臣臨時代理解職
　同　菅　義偉
外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○経済産業大臣臨時代理解職
　同　石原　伸晃
経済産業大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

内閣府特命担当大臣新藤義孝帰朝につき稲田　朋美
内閣府特命担当大臣（地方分権改革担当）事務代理を免ずる

内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき石原　伸晃
内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる

（大阪地方裁判所判事兼大阪家庭裁判所判事）判事　松田　亨
簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（大阪地方裁判所判事兼大阪家庭裁判所判事・堺簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　中村　哲
兼官を免ずる（以上七月二日）

公正取引委員会

（審査局審査長（第二審査長））
　内閣府事務官　渡辺　健二
審査局犯則審査部長に昇任させる

（経済取引局取引部取引企画課相談指導室長）同　西川　康二
審判官に昇任させる

（財務省四国財務局理財部長）
　同　岩成　博夫
官房参事官に転任させる

（官房付）同　垣内　晋治
官房総務課企画官に昇任させる

（近畿中国四国事務所総務管理官）同　奥野　弘昭
官房人事課企画官に転任させる

（官房付）同　諏訪園貞明
官房国際課長に配置換する

（審査局管理企画課審査企画官）
　同　天田　弘人
経済取引局取引部取引企画課相談指導室長に配置換する

（審判官）同　真渕　博
経済取引局取引部企業取引課長に配置換する

（官房総務課長補佐（国会担当））
　同　内田　朗義
経済取引局取引部企業取引課上席下請取引検査官に昇任させる